

(案)

道路運送法第9条第4項および同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年12月 日付け羽生市地域公共交通会議運賃協議部会において、下記
事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている運賃の種類、額、適用方法
200円（変更なし）
※未就学児及び障がい者の方（障害者手帳の提示が必要）は無料
※障がい者の方については、介助者1名も無料
- 2 運賃を適用する路線又は運行区域
あい・あいバス（羽生市福祉バス）
- 3 運賃を適用する運行系統又は運行の区間
須影・岩瀬ルート（いがまん号）
変更区間 「小松神社前」～「羽生総合病院」～「下岩瀬東集会所入口」
（変更図は別添資料のとおり）
- 4 運行事業者
朝日自動車株式会社

令和6年 月 日
羽生市地域公共交通会議
運賃協議部会
部会長 小磯 行男